

長崎市監査公表第 18 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和元年 11 月 27 日

長崎市監査委員	三	井	敏	弘
同	三	谷	利	博
同	西	田	実	伸
同	山	口	政	嘉

令和元年度
監 査 報 告
定期監査・行政監査

秘書広報部
こども部
出納室
教育委員会学校教育部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

部局名	所属名
秘書広報部	秘書課、広報広聴課
こども部	少年センター
	出納室
教育委員会学校教育部	学校教育課、健康教育課、上長崎小学校、小島小学校、日吉小学校、茂木小学校、南小学校、式見小学校、手熊小学校、福田小学校、小榎小学校、飽浦小学校、稲佐小学校、城山小学校、西城山小学校、西町小学校、香焼小学校、日吉中学校、茂木中学校、南中学校、小ヶ倉中学校、香焼中学校、教育研究所

第3 監査の期間

平成31年4月4日から令和元年10月31日まで

第4 監査の範囲

平成30年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務

なお、収入事務については使用料及び手数料（行政財産の目的外使用を除く）に係る一連の事務手続きを、支出事務については負担金、補助及び交付金を重点項目とし、その他の科目については、必要に応じて対象科目を抽出した。また、現金等管理事務については、現金関係等の管理・保管についてを範囲とした。

第5 監査の方法

財務事務が適正かつ効率的に行われているか、また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第6 監査の結果

財務事務が適正かつ効率的に行われているか、また、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかについては、おおむね適正なものと認められた。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略した。